

フランスにおける法令の外国語訳の現状（概要）

1 趣旨等

フランス法の翻訳に関するプロジェクトは、1999年の外務大臣及び法務大臣による決定に基づく。

在外公館、大使館、外国の大学、図書館等からの要望にこたえ、フランス法文化を海外に広めることを目的とするが、同時に産業界のニーズにこたえるものでもある。

外務大臣がプロジェクトを運営し、首相府、司法省も関与する。
翻訳は公定訳ではない。

2 対象言語・対象法令等

対象言語は、英語及びスペイン語である。

これまでに翻訳された法令は、法典10編（民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典、消費法典、公共契約法典、知的財産法典、商法典、保険法典、郵便・電気通信法典）と法律2編（通信の自由に関する法、下請けに関する法）であり、通貨金融法典、環境法典の翻訳も予定されている。

法改正への対応は、当初は予定していなかったが、現在は、基準・承認委員会（後掲）の選定に従って、一部法令について改正部分の修正も行っている。

3 翻訳の手順

基準・承認委員会（外務省、首相府、法務省及びJuriscopeの代表者で構成）が翻訳対象法令を決定して外務省に提案し、外務省が予算と必要性を考慮して実際に翻訳する法令を決定する。

翻訳はJuriscope（外務省からの指名に基づき、法令翻訳作業全体を指導する組織で、6人の法律家で構成され、ポワチエ大学に置かれている）を通じて外部に委託される。Juriscopeが翻訳者の選定、発注、作業のフォロー、翻訳者への支払等を行う。少なくとも当初の翻訳作業では翻訳先言語を母国語とする翻訳者が選定された。

翻訳者には、まず全体で問題になりそうな用語を選定、提案させ、仮の専門用語集を作成する。用語集は、他の法律と共通のものではなく、当該法分野のみに関するものである。

翻訳者が翻訳を行う。

検査官（Juriscopeが大学教授、弁護士等から選任し、2人のチームで

検査を担当する)が翻訳の検査を行う。

Juriscopelは、検査官と翻訳者のやりとりも含め、翻訳作業を常時フォローする。

検査官及びJuriscopeの了承を経て、翻訳がlegifranceのホームページに掲載される。

4 統一性・正確性の確保等

(1) 統一性の確保

検査官が訳語の統一性等のチェックを通じて、全体の統一性の確保を担っている。

法律を翻訳するに際して、法令ごとに用語集を作成し、翻訳者、検査官、Juriscopeが所持しており、当該法律中での用語の統一性が図られているが、全体の統一性は図られていない。

(2) 正確性と分かりやすさ

翻訳が掲載されているlegifranceのサイト(後掲)は、すべての人にわかるように、明確で知的に理解できるものを提供するというコンセプトで運営されている。その中で、翻訳法令については、原典のスタイルができるだけ尊重され、元の法律の雰囲気や伝わるようになっている。

翻訳の内容そのものについて、意味・ニュアンスの違い等による問題には遭遇していない。

5 翻訳ツール等

コンピューターによる補助的手段として役に立つものはあまりなく、翻訳、用語集の作成等は手作業に近い形で行われている。

6 訳文の公表

首相府が運営するlegifranceというホームページ(www.legifrance.gouv.fr ; もともとフランス語でフランスの法令を公表しているサイト)で公開している。用語集も翻訳法令と併せてlegifranceで公表されている。

legifranceの実質的運営主体は最近Juriscopeに移行し、現在サイトの改善作業中である。

政府が法文テキストの翻訳以外の付加情報を提供することは、出版社との関係で不当競争になるとの意見があり、legifranceのサイトでもこれは行っていない。